

地域を支える 保健活動

— 保健婦駐在制とその後 —



昭和35年スクーター贈呈式（県庁仮庁舎正門前）

令和6年

8.13 [火] ▶ 2.14 [金] 9時～17時

※土日、祝日は休館

※ただし、8月25日(日)、9月15日(日)、10月27日(日)、2月9日(日)は開催

場所 公文書館1階展示室

入場
無料



駐在保健婦が家庭訪問時に携帯した訪問鞆。体温計やばねばかり等の道具が入った「黒い鞆」。

企画展開連行事

- 関連講演：令和6年10月27日(日) 午後2時～4時 [公文書館2階 研修室]
- 講演テーマ：保健婦駐在制とその後の地域保健行政の変革
- 講師：医療法人須藤会土佐病院 参与 脇 節子氏（元高知県保健師）



◆駐車場はありませんので、公共交通機関または近隣有料駐車場をご利用ください。

後援：公益社団法人高知県看護協会、高知県国民健康保険団体連合会
高知県在宅保健活動者なでこの会、高知県立大学

県政の記録を未来へ

高知県立公文書館

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目1番10号

TEL 088-856-5024 FAX 088-856-5014

URL <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110000/110202/>



地域を支える 保健活動

―保健婦駐在制とその後―



昭和53年 保健婦駐在制30周年関連行事「地域看護展」

高知県では、昭和23年から平成9年まで保健婦を全ての市町村に駐在させる「保健婦駐在制」を採用していました。社会生活や疾病構造が変化する中、長期にわたり駐在制を継続した事例は全国的にも注目を集め、戦後の公衆衛生を支える基盤となりました。

やがて地域保健体制の見直しとともに制度は廃止され、保健行政の変革が行われます。本展示ではその変遷を振り返り、地域で保健活動がどのように発展してきたのかを公文書、写真、映像等の資料からご紹介します。

※平成13年の法律改正により保健師に統一されましたが、本展示では当時の名称を使用しています。

第1部

保健婦駐在制のはじまりと確立

① 県立保健所の位置、名称及び所管区域に関する条例



② 高知県保健婦駐在所設置規程



③ へき地保健衛生相談所



④ 家族管理カード等の記録票



⑤ 管内配置図

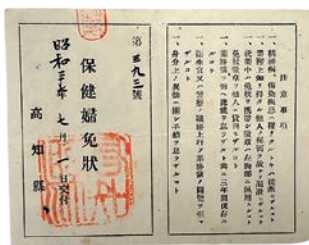


昭和20年代半ば～30年代の保健婦配置や設備状況等が記された図には、地域における保健活動の広がりが示されています。

昭和44年8月、無医地区住民の保健衛生向上を図る医療特別対策により橋原町松原に設置された第1号へき地保健衛生相談所。

結核、乳幼児、妊産婦、精神障害等それまでケースごとに管理していた記録を中央保健所保健婦が中心となり、総合保健指導のための「家族管理カード」を考案し、昭和30年代半ばから導入しました。

昭和27年に県が交付した免状の注意事項には「業務簿を備え記載を怠らず3年間保存すること」と書かれています。



第2部

保健婦駐在制廃止後の保健行政

⑦ 保健婦制度改善基本方針（試案）



⑧ 地域保健の先進県をめざして 高知県地域保健問題検討委員会報告書



高知県の課題や特性を踏まえた新たな地域保健の提供システムの構築に向けて、知事の委嘱により発足した検討委員会が平成8年3月に最終報告書を取りまとめました。

昭和50年代半ば以降の行政改革の流れとともに保健所と市町村の役割分担、保健婦制度、保健所充実強化のあり方が重要課題となり、平成3年4月に新しい高知県方式が基本方針として出されました。

⑨ 高知県保健師人材育成ガイドライン Ver.3.1



駐在制廃止後、県・市町村の活動体制の大転換を経て、平成22年度に高知県保健師人材育成評価検討会を立ち上げ、人材育成ガイドラインを作成しました。ここには「高知の保健師のめざす姿（保健師八策）」とともに専門職としての能力を系統的に育成するための考え方が示されています。

第3部

記録に残された保健活動

⑩ 繁藤地区災害衛生医療班出動報告



⑪ 高知県の姿「保健婦の日記」台本



昭和47年7月に繁藤で発生した災害の活動記録。予期せぬ事態に直面した家族の健康管理や相談への対応等に従事し、保健婦としての役割に全力を注ぐ様子が読みとれます。

昭和36年保健婦規則制定20周年を機に本山保健所駐在保健婦の一日の活動を記録した映画を制作。当時の医務課上村聖恵保健婦係長が脚本を担当。その後タイトルには、保健婦の象徴となる訪問靴が入り、「黒い靴とともに」となりました。



展示室にて映画「黒い靴とともに」をご覧ください。